

平成26年4月21日  
九州地方整備局  
遠賀川河川事務所

記者発表資料

## 河川協力団体を初指定。指定証の交付式を開催します！

- 国土交通省では、河川法の一部改正にもとづいて、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するため、河川協力団体制度を創設しました。平成25年度に公募して審査した結果、遠賀川河川事務所では3団体を初めて河川協力団体として指定しました。  
つきましては、以下のとおり、河川協力団体の指定証交付式を開催いたします。
- 開催日時：平成26年4月23日（水）14時～
- 開催場所：遠賀川河川事務所 4階会議室（1）（2）（3）  
福岡県直方市溝堀1-1-1
- 河川協力団体に指定された皆さん
  1. 特定非営利活動法人 遠賀川流域住民の会
  2. 笹尾川水辺の楽校運営協議会
  3. 特定非営利活動法人 直方川づくりの会

### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

電話：0949-22-1830（代表）

技術副所長 平松 英樹（内線205）

調査課長 古賀 満（内線351）

## 会場案内図



# 河川協力団体制度の創設

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



### ③河川の管理に関する調査研究



### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



### ⑤上記に附帯する活動





## ■河川協力団体に指定されると

参考資料

### ◆許可等の簡素化

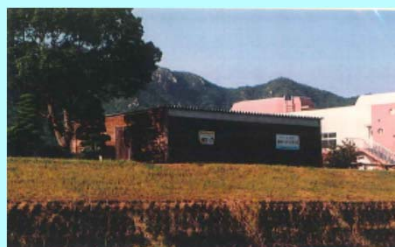
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 河川区域の清掃



河川区域の清掃

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 調査課  
〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1  
電話：0949-22-1830（代表）